

「宴会場ご利用規定」

LEVEL XXI 東京會館では、宴会場または催物（以下宴会等と称します）のご利用にあたって以下の規約を定めております。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。また、宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。但し、次の宴会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に对应されない場合もございますので、ご了承ください。

2. お申込金

宴会場のご契約時に、期限を定めてお申込金をお支払いさせていただきます。お申込金の金額は、ご宴会内容によって当社より提示させていただきます。

3. 前受金

当社から提示いたしましたお見積概算額を、期限を定めてお支払いいただきます。

4. お支払い

ご宴会に関する一切の費用は、ご宴会開催日から 30 日以内に銀行振込、または現金にてお支払いいただきますようお願い申し上げます。なお、お申込金・前受金に余剰がでたときは、ご宴会日から 30 日以内に精算の上、ご返金申し上げます。

5. 有料人数の確認

お料理などをご用意させていただく人数（以下、有料人数と称します）の最終決定数は、ご宴会等の開催日の一週間前まで（ご会食は前日の正午まで）に当社担当係員にご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、最終決定数の料金をご請求させていただきます。

6. 取消料

すでにご予約いただいたご宴会等をお取消になる場合は下記の取消料を頂戴いたします。

取 消 料

（日数は、お申し出の翌日から起算いたします）

一般宴会の取消料

ご宴会等開催当日の 180 日前から 90 日前までの間にお取消の場合
ご予約された宴会場の「お食事利用の時の室料」の全額
ご宴会等開催当日の 89 日前から 60 日前までの間にお取消の場合
ご予約された宴会場の利用予定時間の「会議の時の室料」の半額
ご宴会等開催当日の 59 日前から 30 日前までの間にお取消の場合
ご予約された宴会場の利用予定時間の会議室料の全額
ご宴会等開催当日の 29 日前から 10 日前までの間にお取消の場合
ご宴会等の見積額の 50%
ご宴会等開催当日の 9 日前から前日までの間にお取消の場合
ご宴会等の見積額の 80%
ご宴会等開催当日にお取消の場合
ご宴会等の見積額の全額

会議室利用の取消料

会議開催当日の 180 日前から 90 日前までの間にお取消の場合
会議室料の見積額の 20%
会議開催当日の 89 日前から 30 日前までの間にお取消の場合
会議室料の見積額の 50%
会議開催当日の 29 日前から 15 日前までの間にお取消の場合
会議室料の見積額の 80%
会議開催当日の 14 日前から前日までの間にお取消の場合
会議室料の見積額の全額
会議開催当日にお取消の場合
見積額の全額

7. 装飾、余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響・照明、余興、音楽、レセプション、引出物などにつきましては、東京會館指定の業者をご利用ください。お客様のご都合で、東京會館指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前に東京會館側の了解を得たうえでご手配くださいますようお願い申し上げます。

8. 直接ご依頼の業者に対する指示

LEVEL XXI 東京會館了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等の装飾、余興等の前項に関する搬入・搬出、または、看板のサイズ、取付け方法、設置場所は、東京會館の指示にしたがって行っていただきます。

9. 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、東京會館の施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。

万一東京會館の施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、すみやかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

10. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①盲導犬、介助犬及び聴導犬以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類の持込み。
- ②発火または引火性の物品など危険物の持込み。
- ③悪臭を発するものの持込み。
- ④法令または公序良俗に反する行為及び他のお客様のご迷惑になる言動。
- ⑤備付品の移動。
- ⑥ご予約時の使用目的以外の利用。
- ⑦その他、法令で禁じられている行為。
- ⑧クロークでは現金、貴重品はお預りしておりません。

11. 契約締結の拒否、並びに契約の解除

お客様及びご宴会等にご出席のお客様が上記 1～10 の規約に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）、及び関連の方々がお申し込みされている場合、「2.お申込金、3.前受金」が当社指定の日までにご入金されないう場合は、ご宴会等のお申込みをお断りするか、既にご契約いただいている際も解約させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

また上記の理由により解約させていただいた際には、「6.取消料」に従って取消料を頂戴いたします。